

JIS

石油給湯機付風呂がま

JIS S 3027 : 2017

(JHIA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	都 築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 62.11.1 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本燃焼機器検査協会

(〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751 TEL 0467-45-6315)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
3.1 燃焼方式による種類	2
3.2 給排気方式による種類	3
3.3 給水方式による種類	3
3.4 加熱形態による種類	5
3.5 加熱方式による種類	5
3.6 ふろがま経路の循環方式による種類	10
4 性能	11
4.1 使用性能	11
4.2 一般品質性能	11
5 構造	16
5.1 一般構造	16
5.2 燃焼方式別のふろがまの構造	17
5.3 給排気方式別のふろがまの構造	17
5.4 給水方式別のふろがまの構造	17
5.5 油タンクの構造	17
5.6 電気装置、配線部分などの構造	17
5.7 安全装置の構造	17
5.8 空だき防止装置の構造	17
6 材料	18
7 加工方法	20
8 外観	20
8.1 外観	20
8.2 さび止め	20
9 排気筒トップ及び給排気筒	20
9.1 排気筒トップ	20
9.2 給排気筒	20
10 試験方法	20
10.1 燃焼方法	21
10.2 給水の条件	21
11 検査	22
11.1 型式検査	22

	ページ
11.2 製品検査	22
12 表示	23
12.1 定格表示	23
12.2 取扱表示	24
12.3 空だき注意の表示	24
12.4 コック, つまみなどの表示	24
12.5 点火・消火又は運転・停止のスイッチの表示	24
12.6 油量計の表示	24
12.7 油タンクの表示	24
12.8 水配管接続部の表示	25
12.9 使用する減圧弁及び逃し弁の表示	25
12.10 接地用端子の表示	25
12.11 型式検査合格の表示	25
13 取扱説明書	25
附属書 A (参考) 材料の板厚	26
解 説	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本燃焼機器検査協会（JHIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 3027:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

石油給湯機付ふろがま

Oil burning bath boilers with water heaters for domestic use

序文

この規格は、1987年に制定され、その後11回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2013年に行われたが、今回の改正は、水道法及び水道法施行令の規定に基づき定められた給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に係る技術基準を削除し、これに代わる品質特性などを規定するため改正した日本工業規格である。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量¹⁾が70 kW以下で、熱交換器容量²⁾が50 L以下の給湯機能付きの石油ふろがま（以下、ふろがまという。）について規定する。

なお、ふろがま用熱交換器を直接加熱するバーナの燃料消費量は、39 kW以下とする。

注¹⁾ 燃料消費量とは、最大燃焼時における1時間に消費する燃料を発熱量で表したものをいい、バーナが2個以上ある場合は、その総和をいう。

²⁾ 熱交換器容量とは、水通路の入口から出口までの水の量をいい、給湯経路とふろがま経路の水量の総和をいう。

なお、給湯経路とは、給湯用として温水を取り出す経路をいい、ふろがま経路とは、ふろがま用として温水を取り出す経路をいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材

JIS B 0203 管用テーパねじ

JIS B 8407-2 強制通風式バーナー第2部：油バーナ

JIS B 8410 水道用減圧弁

JIS B 8414 温水機器用逃し弁

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3306 ビニルコード

JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）

JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル

JIS C 3323 600 V けい素ゴム絶縁電線